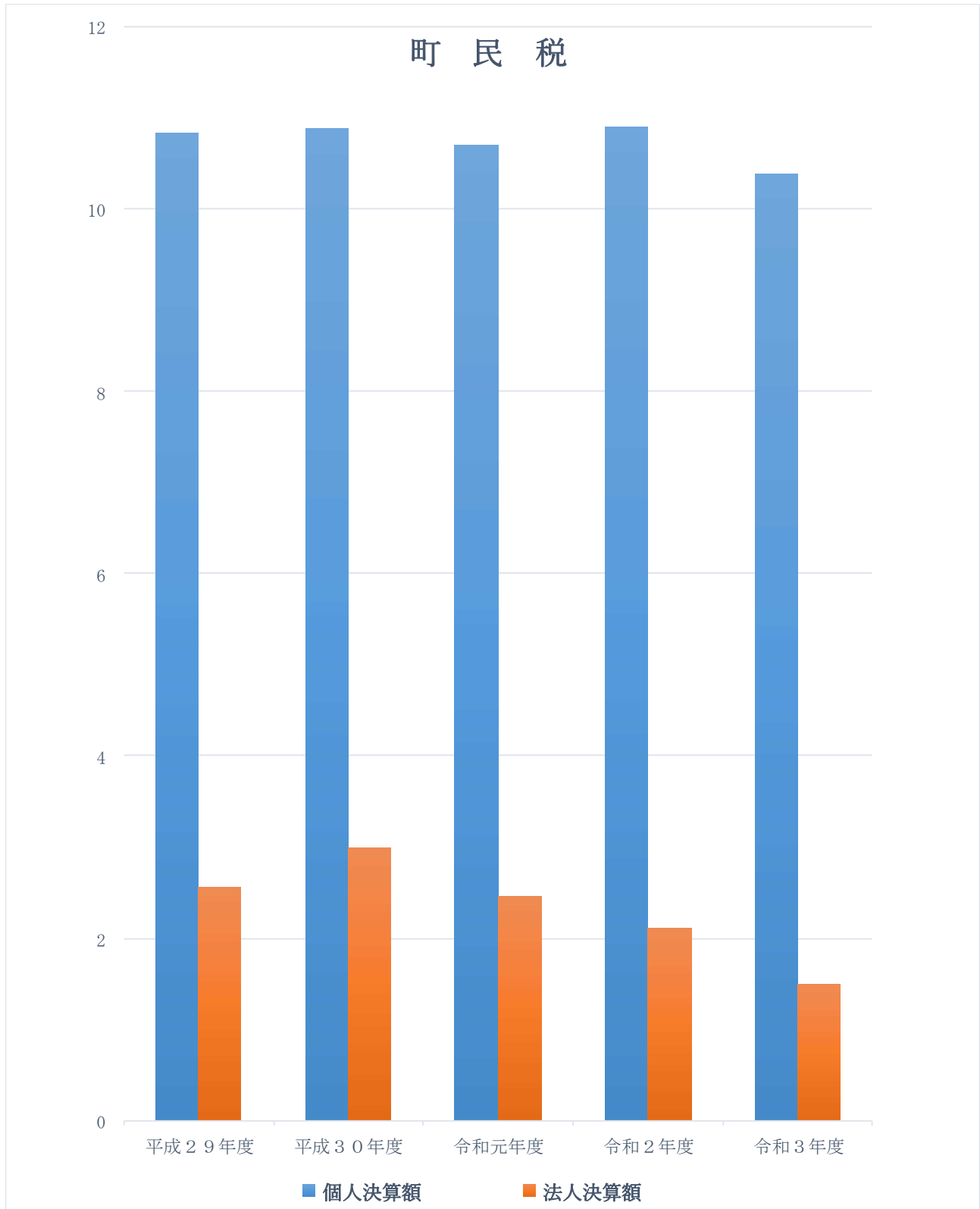


Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



1 町民税のあらまし

(1) 個人町民税

ア 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所を有する人又は居住している人

イ 課税標準

(ア) 均等割

(イ) 所得割

a 所得金額

・総所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・短期譲渡所得の金額
・長期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る配当所得等の金額 ・一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額 ・山林所得金額 ・退職所得金額

b 所得控除額

・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額 ・障害者控除額 ・寡婦控除額 ・ひとり親控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額 ・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額

c 課税標準額

・課税総所得金額 ・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税短期譲渡所得金額 ・課税長期譲渡所得金額 ・上場株式等に係る課税配当所得等の金額 ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額

【所得控除のうち所得税と異なるもの】

1 生命保険料控除

(1) 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

ア 15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

イ 15,000円を超え40,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額× $\frac{1}{2}+7,500$ 円

ウ 40,000円を超え70,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額× $\frac{1}{4}+17,500$ 円

エ 70,000円を超える場合：35,000円

(2) 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

- ア 12,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
- イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/2+6,000 円
- ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/4+14,000 円
- エ 56,000 円を超える場合：28,000 円

(3) 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

◆新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

2 地震保険料控除

(1) 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 50,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×1/2
- イ 50,000 円を超える場合：25,000 円

(2) 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
- イ 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/2+2,500 円
- ウ 15,000 円を超える場合：10,000 円

(3) 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合
(地震保険契約について支払った保険料で(1)に準じて計算した金額) + (旧長期損害保険契約等について支払った保険料で(2)に準じて計算した金額)
=限度額：25,000 円

3 障害者控除：一人につき 26 万円（特別障害者の場合 30 万円，同居特別障害者の場合 53 万円）

4 寡婦控除：26 万円

5 ひとり親控除：30 万円

6 勤労学生控除：26 万円

7 配偶者控除（申告者の所得が 1,000 万円以下の場合）

あなたに合計所得金額が 48 万円以下の控除対象配偶者がいる場合

	あなたの合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除を受けられません。

8 配偶者特別控除（申告者の所得が1,000万円以下の場合）

生計を同一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が48万円を超え

133万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者特別控除を受けられません。

9 扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合は一人につき45万円。また老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき38万円。納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき45万円。

※控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、扶養控除を受けられません。

10 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用がなくなります。

ウ 税率

(ア) 均等割：町民税3,500円、県民税1,500円（標準課税）

※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間は町民税分、県民税分、いずれも500円引き上げられています。

(イ) 所得割

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合計	町民税	県民税
一律	10%	6%	4%

b その他の税率

課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
土地、建物等の長期譲渡所得	5%	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	2,000万円以下の部分2.4%	2,000万円以下の部分1.6%
	5%	2,000万円超の部分3%	2,000万円超の部分2%
課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	6,000万円以下の部分2.4%	6,000万円以下の部分1.6%
	5%	6,000万円超の部分3%	6,000万円超の部分2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9%	5.4%(国等に対する譲渡3%)	3.6%(国等に対する譲渡2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5%	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	5%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	5%	3%	2%

(参考：源泉徴収口座による申告不要の特例)

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(ウ) 所得割額の計算

●一般的な例

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額

●複数の所得のある例

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

b 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

c 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

d 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

e 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

f 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

- g 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額
 (算出税額 a + b + c + d + e + f + g - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除) - 外国税額控除額 = 所得割額
- h 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

エ 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

- a 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合
 次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）
- ① 5万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額
- b 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合
 { a ① - (a ② - 200万円) } の5%（町民税3%、県民税2%）
 ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円

■個人住民税と所得税の人的控除額の差

		個人住民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母である者	—	—	5万円
	父である者	—	—	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	33万円	38万円	5万円
	50万円以上 55万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円

・配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除の差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除の差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券、投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の a、b のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額
- b 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成26年3月末	平成26年4月1日～令和3年12月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(エ) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

オ 賦課期日・納期

(ア) 賦課期日：各年の1月1日

(イ) 納期

a 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

① 普通徴収の場合

年税額を4回に分けて納税する。

期別	1期	2期	3期	4期
納付月	6月	8月	10月	1月

② 給与からの特別徴収の場合

勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
納期	毎月10日までに納付											

③ 年金からの特別徴収の場合

年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給日					

b 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日までに納付

(2) 法人町民税

ア 納税義務者

- (ア) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (イ) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (ウ) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(ア)に該当するものを除く。）

イ 課税標準

- (ア) 均等割：法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。
- (イ) 法人税割：法人税額に一定の税率を乗じて課税される。

ウ 税率

(ア) 均等割（標準税率）

法人の区分	税額
(1) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超える法人	12万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円

法人の区分	税額
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもの のうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億 円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの のうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円
(9) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定 する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を 課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定す る独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定す る非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法 人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲 げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金 等の額をいう。以下この表において同じ）を有する法人（法人税法別 表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに 掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1 千万円以下であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は 寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する 給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号 から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下 のもの	5万円

(イ) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日 以前に開始する事 業年度	平成26年10月1日 以後に開始する事 業年度	令和元年10月1日 以後に開始する事 業年度
	12.3%	9.7%	6.0%

エ 申告・納税

申告納付の方法により納税

(ア) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町
民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を
納税する。

(イ) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税
し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円，%)

年度	30			元			2		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	884,370	82.5	0.3	894,799	84.1	1.2	900,723	83.8	0.7
営業等所得者	30,820	2.9	0.9	29,477	2.8	▲ 4.4	32,339	3.0	9.7
農業所得者	2,426	0.2	41.0	1,241	0.1	▲ 48.8	1,013	0.1	▲ 18.4
その他の所得者	153,714	14.3	4.3	138,555	13.0	▲ 9.9	141,127	13.1	1.9
計	1,071,330	100.0	0.9	1,064,072	100.0	▲ 0.7	1,075,202	100.0	1.0

年度	3			4		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	847,401	83.5	▲ 5.9	843,898	81.6	▲ 0.4
営業等所得者	39,139	3.9	21.0	36,855	3.6	▲ 5.8
農業所得者	1,238	0.1	22.2	1,179	0.1	▲ 4.8
その他の所得者	127,003	12.5	▲ 10.0	151,673	14.7	19.4
計	1,014,781	100.0	▲ 5.6	1,033,605	100.0	1.9

資料：課税状況等調書第2表

3 個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移

(単位：人，%)

年度	30			元			2		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	7,900	74.0	0.2	8,017	74.4	1.5	8,047	74.4	0.4
営業等所得者	321	3.0	▲ 4.5	320	3.0	▲ 0.3	320	3.0	0.0
農業所得者	31	0.3	10.7	28	0.2	▲ 9.7	23	0.2	▲ 17.9
その他の所得者	2,422	22.7	▲ 0.2	2,414	22.4	▲ 0.3	2,430	22.4	0.7
計	10,674	100.0	0.0	10,779	100.0	1.0	10,820	100.0	0.4

年度	3			4		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	7,910	73.9	▲ 1.7	7,809	73.8	▲ 1.3
営業等所得者	331	3.1	3.4	306	2.9	▲ 7.6
農業所得者	24	0.2	4.3	21	0.2	▲ 12.5
その他の所得者	2,438	22.8	0.3	2,440	23.1	0.1
計	10,703	100.0	▲ 1.1	10,576	100.0	▲ 1.2

資料：課税状況等調書第2表

4 個人町民税所得者区分別総所得金額の推移

(単位：千円，%)

年度	30			元			2		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	23,085,308	81.9	0.9	23,463,187	82.5	1.6	23,789,617	83.0	1.4
営業等所得者	811,349	2.9	▲ 0.3	803,013	2.8	▲ 1.0	836,089	2.9	4.1
農業所得者	71,396	0.2	46.9	45,431	0.2	▲ 36.4	32,286	0.1	▲ 28.9
その他の所得者	3,779,685	13.4	0.0	3,713,930	13.1	▲ 1.7	3,758,677	13.1	1.2
分離課税所得者	438,413	1.6	15.2	400,586	1.4	▲ 8.6	240,627	0.9	▲ 39.9
計	28,186,151	100.0	1.0	28,426,147	100.0	0.9	28,657,296	100.0	0.8

年度	3			4		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	23,583,146	82.0	▲ 0.9	23,512,663	81.8	▲ 0.3
営業等所得者	993,762	3.5	18.9	932,746	3.2	▲ 6.1
農業所得者	39,924	0.1	23.7	32,815	0.1	▲ 17.8
その他の所得者	3,782,952	13.2	0.6	3,788,406	13.2	0.1
分離課税所得者	356,585	1.2	48.2	490,779	1.7	37.6
計	28,756,369	100.0	0.3	28,757,409	100.0	0.0

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表

5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人，千円)

区分		年度		元		2		3		4	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	203	711	182	637	200	700	147	514	170	595
	均等割＋所得割	1,477	183,027	1,534	175,205	1,492	180,884	1,441	162,259	1,350	176,088
	計	1,680	183,738	1,716	175,842	1,692	181,584	1,588	162,773	1,520	176,683
特別年徴収	均等割のみ	391	1,369	415	1,453	444	1,554	470	1,645	499	1,747
	均等割＋所得割	1,897	83,338	1,913	81,907	1,932	82,005	1,929	81,002	1,891	77,631
	計	2,288	84,707	2,328	83,260	2,376	83,559	2,399	82,647	2,390	79,378
特別給徴与収	均等割のみ	352	1,232	377	1,320	369	1,292	333	1,166	333	1,166
	均等割＋所得割	6,354	801,653	6,358	803,550	6,383	808,767	6,383	768,195	6,333	776,378
	計	6,706	802,885	6,735	804,870	6,752	810,059	6,716	769,361	6,666	777,544
合計	均等割のみ	946	3,312	974	3,410	1,013	3,546	950	3,325	1,002	3,508
	均等割＋所得割	9,728	1,068,018	9,805	1,060,662	9,807	1,071,656	9,753	1,011,456	9,574	1,030,097
	計	10,674	1,071,330	10,779	1,064,072	10,820	1,075,202	10,703	1,014,781	10,576	1,033,605
年金特別徴収義務者数		6		6		6		5		5	
給与特別徴収義務者数		3,203		3,197		3,186		3,213		3,233	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

(参考) 年金特別徴収は平成21年10月分からはじまりました

6 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円，%)

区分	30		元		2		3		4	
	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比
雑損控除	1,337	皆増	300	▲77.6	4,578	1,526	2,622	▲42.7	1,965	▲25.1
医療費控除	269,677	8.2	257,297	▲4.6	245,760	▲4.5	207,898	▲15.4	215,666	3.7
社会保険料控除	5,052,126	1.7	5,121,816	1.4	5,178,122	1.1	5,114,326	▲1.2	5,081,422	▲0.6
小規模企業共済掛金控除	59,936	4.9	71,194	18.8	75,198	5.6	86,640	15.2	94,877	9.5
生命保険料控除	321,477	1.1	326,346	1.5	324,636	▲0.5	324,292	▲0.1	319,693	▲1.4
地震保険料控除	25,750	4.0	26,759	3.9	27,929	4.4	28,711	2.8	29,483	2.7
寄附金控除										
障害者控除（普通/特別）	96,860	2.8	94,840	▲2.1	98,600	4.0	96,300	▲2.3	91,440	▲5.0
寡婦控除（一般/特別）	49,440	6.5	50,920	3.0	53,200	4.5				
寡夫控除	7,020	28.6	5,980	▲14.8	6,760	13.0				
寡婦控除							17,680		15,340	
ひとり親控除							39,300		37,500	
勤労学生控除	0	皆減	260	皆増	520	100.0	520	0.0	520	0.0
配偶者控除（一般/老人）	915,300	▲3.0	840,660	▲8.2	817,880	▲2.7	804,990	▲1.6	779,780	▲3.1
配偶者特別控除	57,380	▲25.4	136,180	137.3	138,110	1.4	132,570	▲4.0	125,410	▲5.4
扶養控除（一般/特定/老人/同老）	596,330	1.6	603,640	1.2	617,540	2.3	631,770	2.3	630,930	▲0.1
同居特別障害加算分	16,100	▲7.9	13,110	▲18.6	14,030	7.0	13,800	▲1.6	13,570	▲1.7
基礎控除	3,210,240	0.1	3,235,650	0.8	3,236,310	0.0	4,185,620	29.3	4,106,800	▲1.9
合計	10,678,973	0.8	10,784,952	1.0	10,839,173	0.5	11,687,039	7.8	11,544,396	▲1.2

資料：課税状況等調書第58表

(参考1) 平成18年度課税分から老年者控除が廃止されました。

(参考2) 平成21年度課税分から寄附金控除は、所得控除から税額控除に変更されました。

(参考3) 平成24年度課税分から控除対象扶養親族は16才以上の者になりました。

(参考4) 令和元年度課税分から配偶者控除・配偶者特別控除の改正により適用条件が変更されました。

(参考5) 令和3年度課税分から寡婦控除が改正され、また、ひとり親控除が創設されました。

(参考6) 令和3年度課税分から基礎控除が10万円引き上げられました。

※合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円を超えると適用されません。

7 令和4年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人，千円)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	482	1,687			7,327	25,645	816,566	7,809	843,898
営業等所得者	61	214			245	858	35,783	306	36,855
農業所得者	10	35			11	39	1,105	21	1,179
その他の所得者	449	1,572			1,991	6,969	143,132	2,440	151,673
合計	1,002	3,508	0	0	9,574	33,511	996,586	10,576	1,033,605

資料：課税状況等調書第2表

8 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年度		30	元	2	3	4
区分						
人口1人当り		51,155	51,246	51,905	49,436	50,911
一世帯当り		108,975	107,984	108,749	103,023	105,437
普通徴収1人当り		109,368	102,472	107,319	102,502	116,238
年金特別徴収1人当り		37,022	35,808	35,168	34,451	33,212
給与特別徴収1人当り		119,726	119,506	119,973	114,556	116,643
納税義務者1人当り		100,368	98,717	99,372	94,813	97,731
各年の7月1日現在	人口	20,943	20,764	20,715	20,527	20,302
	世帯数	9,831	9,854	9,887	9,850	9,803

(参照) 5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

9 令和4年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人，千円)

所得者区分 課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	57	10,982	6	806	0	51	19	4,791	29	360,096	111	376,726
10万円を超え 100万円以下	1,923	1,166,205	75	41,485	5	2,379	1,191	643,135	20	191,379	3,214	2,044,583
100万円を超え 200万円以下	2,383	3,464,330	62	88,611	1	1,251	415	572,738	13	235,635	2,874	4,362,565
200万円を超え 300万円以下	1,377	3,360,135	34	84,955	3	6,675	93	223,464	12	78,294	1,519	3,753,523
300万円を超え 400万円以下	680	2,352,128	14	49,136	0	0	34	115,690	7	41,268	735	2,558,222
400万円を超え 550万円以下	447	2,045,783	12	53,378	0	0	15	67,816	5	64,686	479	2,231,663
550万円を超え 700万円以下	123	745,794	13	79,995	0	0	5	31,377	6	79,481	147	936,647
700万円を超え 1000万円以下	69	562,320	10	78,550	1	9,501	7	59,063	4	50,521	91	759,955
1000万円超	44	645,042	8	158,436	0	0	8	133,414	6	324,914	66	1,261,806
合計	7,103	14,352,719	234	635,352	10	19,857	1,787	1,851,488	102	1,426,274	9,236	18,285,690

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第57表、第59表

1 0 法人町民税現年課税分調定額の推移

(単位：人，千円，%)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
納税義務者	549	567	565	561	564
均等割額	71,172	75,781	70,143	67,614	72,912
法人税割額	183,613	223,707	177,159	145,942	74,008
合計	254,785	299,488	247,302	213,556	146,920
対前年増減率	20.9	17.5	-17.4	-13.6	-31.2

1 1 令和3年度法人町民税現年課税分月別調定額

(単位：千円)

月	法人税割	均等割	合計
4	3,328	9,141	12,469
5	3,688	6,829	10,517
6	11,182	13,606	24,788
7	3,016	5,883	8,899
8	6,307	4,035	10,342
9	12,502	7,477	19,979
10	848	3,008	3,856
11	6,226	7,317	13,543
12	12,839	4,572	17,411
1	878	1,505	2,383
2	1,643	2,884	4,527
3	11,551	6,655	18,206
合計	74,008	72,912	146,920

1 2 法人の設立状況（令和4年度）

法人等の区分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。）で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の合計数（次号から第5号において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	70
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	4
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	69
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	111
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
前各号に掲げる法人以外の法人	453
計	719

資料：課税状況調書第1表